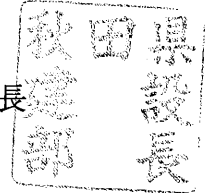


建 政 一 1 9 6

令和2年5月19日

各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長 } 様

秋 田 県 建 設 部 長



緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う
工事及び業務の対応について (通知)

このことについて、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知があり、本県発注の工事及び業務について、引き続き別添のとおり取り組むこととしましたのでお知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

○添付書類

- ・令和2年5月19日付け建政一196建設部長通知 (庁中各部局長ほかあて)

担当：秋田県建設部建設政策課

建設業班 山本

TEL. 018-860-2425





建 政 一 196

令和2年5月19日

庁中各部局長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
各 地 域 振 興 局 長
建 設 部 各 課 所 長

様

建 設 部 長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う

工事及び業務の対応について (通知)

このことについて、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長から通知がありました。

つきましては、貴所属発注の工事及び調査、設計、測量等の業務において、受注者から一時中止や工期又は履行期間の延長の申し出等があった場合には引き続き適切に対応するとともに、受注者の従業員等の健康管理のため、施工中の工事の現場等において、新型コロナウイルス感染症の感染予防のための対策を行うよう、受注者に対して周知していただくようお願いします。

担当：秋田県建設部建設政策課

建設業班 山本

TEL. 018-860-2425